

MV22オスプレイの安全確認等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年七月二十四日

佐藤 正久

参議院議長 平田 健二殿

MV22オスプレイの安全確認等に関する質問主意書

平成二十四年七月二十三日、MV22オスプレイ（以下「オスプレイ」という。）が米海兵隊岩国飛行場に揚陸された。森本防衛大臣は、今後、オスプレイは、日米による安全確認の後、岩国飛行場周辺での試験飛行の後、沖縄の普天間飛行場に配備され、十月からの本格運用の運びとなる予定と述べている。

右を踏まえ、以下質問する。

一 オスプレイの岩国飛行場周辺での試験飛行の前に、日米政府で安全確認を行うとされているが、米政府が行う安全確認、日本政府が行う安全確認のそれぞれの実施要領・確認内容に関し、日本政府の見解を問う。また、安全確認は、米政府の実施する事故調査終了後、できるだけ速やかに終了する予定なのか。政府見解を問う。

また、仮に米政府の安全確認が終了しても、日本政府の安全確認が終了し、かつ、山口県や広島県等地元説明が終了するまでは、試験飛行は行わないとの認識か。政府見解を問う。

二 防衛省が沖縄県に説明したオスプレイ資料には、MV22については記載があったが、空軍使用のCV22についての事故内容等の記載がない。フロリダでの事故調査を含め同資料を補足、或いは、修正する考え

はあるか。政府見解を問う。

また、過去の事故事例も重大事故のAクラスだけでなく、中規模及び小規模事故のBクラス・Cクラスの資料も国民に明らかにする考えはあるか。政府見解を問う。

三 オスプレイの試験飛行開始や岩国飛行場から普天間飛行場への飛行等の主要な局面においては、日米合同委員会や政治レベルでの対話を行い、日本政府としても試験飛行や普天間配備に関し責任を負う用意はあるか。政府の見解を問う。

四 オスプレイの岩国飛行場から普天間飛行場への飛行に関し、その飛行ルートは住民安全の観点から事前に公表し、また、飛行ルート付近の地元説明を行う必要があると考えるが、政府の見解如何。

また、オスプレイが岩国飛行場から普天間飛行場に飛行するためには、空中給油機で一度、空中補給する必要があると考えるが、政府の見解如何。飛行間の安全を確保するためには、試験飛行項目の中に、空中給油機での給油訓練も加えることが必要と考えるが、政府の見解を問う。さらに、その際には、山口県や広島県等に試験飛行内容を周知する考えはあるのか。政府の見解を問う。

五 山口県や広島県だけではなく、沖縄県においてもオスプレイの試験飛行や実配備・実運用には反対論が

多いが、知事や地元首長が日米政府の安全性の説明に納得せず、受入れに同意しなくても、日本政府は試験飛行や普天間飛行場の実配備・実運用を認める考えか。政府の見解を問う。

右質問する。

